

群馬東部水道企業団水道ビジョン
検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 企業団が抱える課題を把握し、分析、及び評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策を示す群馬東部水道企業団水道ビジョン（以下「水道ビジョン」という。）を策定するため、群馬東部水道企業団水道ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 水道ビジョンの策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

2 委員会は、第5条に規定する会議で決定した事項について、速やかに企業長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、局長をもって充て、副委員長は、次長及び水道技術管理者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、課長及び支所長の職にあるもの並びにその他企業長が必要と認めた者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(進捗管理)

第7条 委員は、水道ビジョン策定に関する進捗状況の管理を行うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する